

国際金融ハブ取引に係る税制措置（相続税）

相続人 受贈者		国内に住所あり		国内に住所なし		
			一時居住者 (※)	日本国籍あり		日本国籍なし
被相続人 贈与者				10年以内に住 所あり	10年以内に 住所なし	
	国内に住所あり					
	一時居住被相 続人(※) 在住外国人**					
国内に 住所な し	10年以内に住 所あり					
	外国人					
	10年以内に住 所なし					

 : 全世界の財産に課税

 : 国内財産にのみ課税

※ 出入国管理法別表一の在留資格で滞在している者で、相続開始前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以内の者

** 出入国管理法別表一の在留資格で滞在している者（滞在期間は問わない）